

(仮称) 第2期小金井市保健福祉総合計画（素案）に対する意見及び検討結果について

意見募集期間：平成29年11月24日から12月25日まで

意見提出数：21件・11人

|   | 計画名／ページ数        | 項目           | 寄せられた意見（すべて原文ママで記載）  | 意見に対する検討結果  |
|---|-----------------|--------------|--|---|
| 1 | 障害者計画<br>131ページ | 3 福祉・人権教育の充実 | <p>施策内容の人権教育の対象が限定され、障害の対象も限られて前の計画より後退している。</p> <p>「…体験的な学習を取り入れた福祉教育を推進します。」の部分「…体験的な学習等を取り入れた福祉・人権教育を推進します。」として「人権教育」をしっかりと入れていただきたい。また、「…交流を通して福祉・人権教育の充実を図ります。」の部分「…交流等を通して福祉・人権教育の充実を図ります。」として、福祉・人権教育の対象の障害を狭く限定しないで前の計画にある「<u>精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やす</u>」を入れていただきたい。</p> <p>また、事業名が「福祉・人権教育の充実」なので、指標の部分「福祉に関する学習を実施した…」を「<u>障害者の福祉・人権に関する学習を実施した…</u>」とすべきで「障害者の人権」をしっかりと入れていただきたい。</p> <p>国連で障害者の権利条約が成立し日本も批准し、障害者差別解消法も成立しました。今回の計画の背景としても取り上げられています。このように障害者の人権に対する取り組みが進んでいるにもかかわらず、児童・生徒への障害者の人権教育に関して今までより後退してしまうのは、今回の計画に対しても逆行するのではないですか。むしろ障</p> | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p> <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p> |

|   |                         |                        |   |   |
|---|-------------------------|------------------------|---|---|
|   |                         |                        | <p>害者の人権に対して広く取り上げ、様々な障害・障害者について学ぶべきではないでしょうか。</p>  |   |
|   | <p>障害者計画<br/>136ページ</p> | <p>② 多様な社会参加の機会づくり</p> | <p>現在の計画に入っている「障がいのある人主体の活動の推進」がこの素案ではどこにも入っていないので、この②多様な社会参加の機会づくりの中に入れていただきたい。</p> <p>国連の障害者の権利条約では障害者の権利をはっきりと認め、当事者抜きで決めないと当事者主体の活動を積極的に推し進めています。</p> <p>小金井市では以前から障害者福祉センターで当事者がピアカウンセリングを行っており、また小金井市地域自立支援協議会の委員には当事者も入っているのですから、当事者の活動をサポートする必要は増えています。</p> <p>現在入っている項目なので是非なくさないで入れていただきたい。</p>   | <p>保健福祉総合計画策定委員会において「前計画では事業が各計画でそれぞれに重複して掲載されており、とても見づらい」とのご指摘をいただきました。</p> <p>従いまして、この内容につきましては、第5章障害福祉計画 第4節地域生活支援事業の自発的活動支援事業の中でまとめさせていただくことといたしました。</p>  |
| 2 | <p>障害者計画<br/>131ページ</p> | <p>3 福祉・人権教育の充実</p>    | <p>現在、国・都はもとより、全地域的に「障害者権利条約」「障害者差別解消法」の下、障害者の人権を擁護する動きが進んでいる。この市においても差別解消にかかる「市条例」の策定作業も進捗する中、この項目の内容では不十分であり、前の計画から比べても（意図的に？）後退させているとしか思えない。</p> <p>なぜなら、「人権教育を受ける対象」も「対象障害の範囲」も「教育の内容（福祉を知るのではなく、人権（擁護）を理解することが肝要と考えます）」を狭く、限定されてしまっている。</p> <p>少なくとも、前の計画にあり、かつ、継続・充実する必要がある「精神分野を含めた障がい特性や障害福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やす」を項目に差し込み直すべき。</p> <p>そんなことから、いつまでも「目標」が「意識づくり」で止まったままで、そろそろ具体的なアクションプランを打ち出して欲しい。「意識がない」のは「市民」ではなく「市</p> | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p> <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p> |

|   |                         |                       |   |   |
|---|-------------------------|-----------------------|---|---|
|   |                         |                       | (役所)」だと思われては、良いことは無いと思います。  |   |
| 3 | <p>障害者計画<br/>131ページ</p> | <p>3 福祉・人権教育の充実</p>   | <p>ここでの施策の内容は、日常の学校生活の中での人権教育ではなく、特別な時間における体験的学習について書かれています。特別な時間帯だけの学習では、障がいのある人と「共に生きる地域社会」を実感することは難しく、障がいのある人は自分とは違う特別な人との意識を植え付ける福祉教育になりかねません。</p> <p>「共に学び・共に生きる」という意識を醸成するには、障がいは医療モデルから社会モデルになった、すなわち社会的障壁をなくし共生社会を目指すという視点で取り組むべきです。</p> <p>ということで、内容は</p> <p>「学校生活のあらゆる場面において、社会的障壁について共に学ぶ機会を持ち、障がいのあるなしに関わらず、誰もが同じ人権を持つことを理解できるよう人権教育の充実を図ります。」</p> <p>とし、指標については、回数などを充実させることは当然のうえで、「共に学ぶ」・「共生社会を目指す」という視点を取り込めたかどうかのチェックを入れてほしいと思います。</p> | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p> <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p> |
|   | <p>障害者計画<br/>132ページ</p> | <p>1 特別支援教育の体制づくり</p> | <p>施策内容の中に「特別支援教室の円滑な導入」が入っていますが、インクルーシブ教育の流れもあり、特別支援教室については不安がる声もあります。</p> <p>ということで、</p> <p>「特別支援教室の円滑な導入を行い」の代わりに</p> <p>「普通学級内での子どもどうしの関わり合いこそが、子どもの育ちにとって重要であることを念頭に置き、できる範囲での合理的配慮を進め、特別支援教室については慎重な導入を検討し」と修正することを提案します。</p>   | <p>特別支援教室については、必要な指導・支援が受けられるようにする制度の一つと考えているところです。市としては東京都特別支援教育推進計画（第二期）を踏まえて特別支援教育の充実を図っていきたいと考えているところです。</p>  |

|          |                         |                         |   |   |
|----------|-------------------------|-------------------------|---|---|
|          | <p>障害者計画<br/>132ページ</p> | <p>2 特別支援学校等への就学の支援</p> | <p>この施策内容の記述には、特別支援学校・学級・通級等への就学を勧めるような記載になっているように感じます。差別解消法が施行された現在、普通学級で共に学ぶことが共生社会実現の第1歩でもあるという考え方が浸透しつつあります。状況に応じた適切な教育という名目で、普通学級から他の教育機関への振り分けを進めるような内容は、時代に逆行していると思います。</p> <p>ということで、<br/>「合理的配慮を進め、普通学級で共に学ぶ体制を前提としながらも、保護者等からの要請があった場合には、特別支援学校等への就学についての相談・支援を行うと共にコーディネートの実施を図る」とし、指標については「合理的配慮を十分に実施できたか・コーディネートに関する保護者等の満足度」を入れるよう提案します。</p>   | <p>就学相談とは、東京都の就学相談システムに準じ、一人ひとりの障がいの種類や程度、発達の状態等に応じた最もふさわしい教育を行なっていくために児童・生徒のライフステージを見通し、可能性を最大限に伸長する視点で就学に際して必要な相談等を行っていくものと理解しています。</p> <p>指標については、保護者の方が相談を受けやすいような体制整備も含めて取り組んでいく、との考えから、「就学相談件数」を指標にしています。</p> <p>いただきました内容は貴重なご意見として承ります。</p>   |
| <p>4</p> | <p>障害者計画<br/>131ページ</p> | <p>3 福祉・人権教育の充実</p>     | <p>小中学校での福祉・人権教育の充実は大変重要です。施策内容では「体験的な学習を取り入れた福祉教育を推進します」とありますが、人権教育を入れ「体験的な学習を取り入れ人権・福祉教育を推進します」とすべきと考えます。前期障害者計画では「福祉・人権教育を実施し、手話・点字・車いすなどに関わる体験学習を実施します」「今後も支援が必要な人に対して児童・生徒がさらに理解を深めることができるように、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会の活用や、専門家等の講師派遣により、精神分野を含めた障がい分野を含め障がい特性や障がい者福祉制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やし、より福祉・人権教育の充実を図ります」とあります。</p> <p>また、東京都教育委員会教育長から区市町村教育長あてに「人権教育の推進及び生活指導の徹底について平成20年8月25日（通知）では、「学校教育全体を通して人権教育の推進」を掲げ「偏見や差別のない社会に向け、さまざま</p> | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p> <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p> |

|   |   |  |  |
|---|---|--|--|
|   |   | <p>まな人権課題についての正しい理解と認識を深め、特に障害者に対する偏見や差別意識の解消を図ること」とあります。小金井市の精神障害者関係8団体は平成23年7月11日及び平成28年12月5日に「精神障害に関する福祉・人権教育の実施を求める要望書」を小金井市教育長に提出しています。</p> <p>しかしながら(素案)の前段では人権教育が削除され、「特別支援学級との交流を通じて福祉・人権教育に充実を図ります」と人権教育の範囲が狭められ、かつ各種委員会や専門家等の講師派遣などの記載がなく具体性に欠け、後退しているように見えます。前期計画より充実する計画にするべきと考えます。従って、「今後の方向性」においても素案にある「継続」するから「充実・強化」するに変えるべきと考えます。</p> |  |
|   |   | <p>障がいのある人の仕事のこと<br/>障がいのある人が働くために必要なこと(アンケート113ページ)では1位から13位まで事業者の差別解消法の関わることで、小金井市差別解消条例の実のある実施を求めますが、一般就労ではなく福祉就労について述べたいと思います。</p> <p>福祉就労の「工賃」があまりにも安い。真面目に、どんなに良い仕事をして1時間50円~100円では「馬鹿にされている気がする」「作業所の行く気がなくなる」と言っ<br/>て、通所を止めてしまう人がいます。人権を尊重した工賃の配慮が必要に思います。</p>  | <p>アンケート調査報告書では99ページにある問25の内容であるとおもいますが、計画に付随する内容として、貴重なご意見としていただきます。</p>  |
| 5 | <p>障害者計画<br/>131ページ</p> <p>3 福祉・人権教育の充実</p> | <p><u>1. Nothing about with us , without us. 私たちのことを私たち抜きに決めないで!!</u></p> <p>障がい者権利条約. 国際法. 21世紀初の人権条約の理念</p> <p><u>2. 精神保健医療祉リカバリーの概念(教育学・心理学・宗教学・哲学等) 推論①進化②成長③学び続ける④成長し成熟する⑤分かって貰えたと言う共通体験を踏まえた上</u></p>  | <p>1. 貴重なご意見としていただきます。</p> <p>2. 福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなど</p> |

|  |  |   |   |
|--|--|---|---|
|  |  | <p>で、<br/>     ※障がい者権利条約や障がい者差別解消法で障がい者当事者の人権を擁護する動きが進んでいるのに<br/> <u>〔保健福祉総合計画 障がい者計画 3福祉・人権教育の充実〕</u><br/>     障がいの対象が限定されていて以前の計画より後退している。<br/> <u>「精神分野を含めた障がい分野を含めた障がい特性や障害がい福祉制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会の均等を増やす」</u></p> <p><u>3. 学校教育の取組・社会教育の取組み・生涯学習の取組み等</u>は「障がい者権利条約」第6条障がいのある女子、第7条障がいのある児童、第8条意識の向上、第10条生命に対する権利、第23条家庭及び家族の尊重、第24条教育、第25条健康、第27条労働及び雇用等幅広く定義されている所から有刻的な手段と考察します。</p>                              | <p>に関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。<br/>     さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。<br/>     また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。<br/>     3. 貴重なご意見としていただきます。</p> |
|  |  | <p>※マネジメントは不能ではない真撃さ..<br/>     小金井市地域自立支援協議会の位置づけ<br/>     地域自立支援協議会の機能<br/>     1. 情報機能 2. 調整機能 3. 開発機能 4. 教育機能 5. 権利擁護機能 5. 評価機能<br/>     ①情報機能：情報の共通と発信<br/>     ②調整機能<br/>     (1)分野を越えてのネットワーク構築<br/>     (2)調整機能として求められる内容<br/>     (3)障がい福祉計画の進捗管理と調整<br/>     ③開発機能（資源の開発・改善）<br/>     (1)資源開発改善の足場としての地域自立支援協議会<br/>     (2)地域自立支援協議会の果たす資源、開発、改善の過程<br/>     (3)資源開発と改善のための地域診断の必要性<br/>     4 教育機能：構成員の資質の向上・研修の場</p> | <p>貴重なご意見としていただきます。</p>   |

|   |                 |              |   |   |
|---|-----------------|--------------|---|---|
|   |                 |              | <p>(1)地域自立協議会における教育機能<br/> (2)構成員の資質向上（スキルアップ）のために<br/> (3)地域自立支援協議会のプロセスを通じた教育機能<br/> (4)事例検討会<br/> (5)構成員のメンタルヘルス<br/> (6)地域問題解決能力促進のために<br/> (7)既存のネットワーク等の活用<br/> 5. 権利擁護機能 6. 評価機能</p>   |   |
| 6 | 障害者計画<br>131ページ | 3 福祉・人権教育の充実 | <p>施策内容の人権教育対象、障害対象が限定されすぎているように感じます。<br/> 前の計画では精神障害者についての理解も明記されていたのにもかかわらず今回の計画では全く触れられておらず、この内容では精神障害などについて学ぶ機会が全くないように見えています。<br/> 精神障害、発達障害、高次脳機能障害など、障害について理解がしにくく小学生の学習の場での取り組みが困難なのかもしれませんが、だからこそ、尚更子どもの頃からの教育が必要なのではないのでしょうか。<br/> この内容では障害者=知的、身体障害者というイメージを持ち、却って偏見を助長してしまうことが懸念されます。<br/> もっと幅広い障害を対象とした教育の在り方を望みます。</p> | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。<br/> さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。<br/> また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p> |
| 7 | 障害者計画<br>131ページ | 3 福祉・人権教育の充実 | <p>福祉教育、人権教育は同列の事業のはずだが、内容を見ると人権教育が縮小されている。さらに、障害のある人が教材になるかのような印象を受ける。<br/> 人権教育に比重がかかるよう表現を改めるべきだと思います。</p>   | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p>   |

|   |                  |                 |  |   |
|---|------------------|-----------------|--|---|
|   |                  |                 |  | <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p>   |
|   | 障害者計画<br>151ページ  | ① こころの健康づくり     | 国は自殺予防対策の策定を求めています。市として、策定スケジュールを示してください。これでは不十分です。  | 国、都、他市の動向を把握しつつ、自殺対策計画を策定していきたいと考えています。   |
|   | 障害福祉計画<br>171ページ | 児童通所支援事業の供給見込み量 | 算出根拠を改めて示してください。本当に実情と合っているのでしょうか。   | 貴重なご意見としていただきます。<br>基本的には平成29年度の各見込み量にサービス量を乗じ、さらに事業所へのアンケートから見込んだものです。   |
| 8 | 障害者計画<br>131ページ  | 3 福祉・人権教育の充実    | ○障害者権利条約や障害者差別解消法で障害者の人権を擁護する動きが進んでいるのに、この項目では施策内容の人権教育の対象が限定され、障害の対象も限られ前の計画より後退しています。福祉・人権教育の対象を狭く限定しないで、前の計画にある「精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やす」を入れてください。 | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p> <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p> |
| 9 | 障害者計画<br>131ページ  | 3 福祉・人権教育の充実    | 障害者権利条約によって障害者の人権を擁護する動きが進んでいます。小・中学校での人権教育の充実は自治体の責務であると考えます。しかし、この項目では「特別支援  | 福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関   |



|                           |   |   |   |
|---------------------------|---|---|---|
| <p>ージ</p>                 |   | <p>学校・支援学級との交流を通して、福祉・人権教育の充実を図る」となっています。インクルーシブ教育の元では、子どもたちは共に生き、共に育つ平等な存在であり、障害のある児童は障害のない児童の人権教育のための「教材」ではありません。交流学級の目的は「通常学級在籍児童のための人権教育」ではないはずで、障害を持つ子の親として、この文言は認める事は出来ません。人権教育と特別支援教育を結び付けるような文言は止めてください。前の計画よりも明らかに後退した内容になっています。前の計画にある「精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やす」を入れてください。</p>                          | <p>わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p> <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p>  |
| <p>障害者計画<br/>132ページ</p>   | <p>2 特別支援学校等への就学の支援<br/>3 特別支援教育の充実</p> | <p>指標の項目で2. は就学相談件数、3. は通級・支援教室を利用した児童・生徒数となっています。本来、児童は居住地域の小・中学校に就学することが適当であり、その支援をせずに、就学相談によって支援校・支援級・通級への就学を指導し、振り分けていく事が実体ではないでしょうか。件数や利用者数の多さで効果を計ることは、分離教育を加速化させるだけだと思います。</p> <p>また、障害のある児童・障害のない児童が共に学ぶことに対する記載が一切ないのはどうしてでしょうか。「障害者差別解消法に係る市条例」は「ともに生きる」ことをその目的としていたように思います。条例はまだ制定されていませんが、制定後を見据え、福祉計画の中にも反映させるべきではないでしょうか。</p> | <p>「2 特別支援学校等への就学の支援」の指標については、保護者の方が相談を受けやすいような体制整備も含めて取り組んでいく、との考えから、「就学相談件数」を指標にしています。</p> <p>「3 特別支援教育の充実」の指標については「特別支援教育に関する研修の実施回数」に変更いたします。</p> <p>また、「ともに生きる」という内容については、第3章計画の理念と目標 第1節 計画の理念（小金井市障がい者ビジョン） 「障がいのある人もない人もそれぞれが尊厳あるひとりの小金井市民として自立し、住み慣れた地域で共に支え合いながら、安心して暮らしていける共生都市・小金井の実現」と計画の最上段に掲げてあります。</p> <p>「小金井市障害者差別解消条例」は施策としてはP130の「1 市民に対する啓発活動の推進」の中で触れさせていただいています。貴重なご意見としていただきます。</p> |
| <p>1<br/>0<br/>131ページ</p> | <p>3 福祉・人権教育の充実</p>                     | <p>施策内容の人権教育の対象及び障害の対象が平成24年3月と比べて大幅に限定されている。福祉・人権教育の対象を狭く限定しないで平成24年3月の施策内容を残し継続すべきと考える。</p>   | <p>福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を</p>   |

|        |                 |              |  |  |
|--------|-----------------|--------------|--|--|
|        |                 |              | <p>施策の進捗状況は「現状」及び「今後の方向性」がいずれも「継続」となっており、大幅な変更があれば「継続」とするのは妥当とは言えない。</p> <p>●障害者計画 平成24年3月<br/>「小・中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、福祉・人権教育を実施し、手話・点字・車いすなどに関わる体験学習を実施しています。<br/><u>今後も支援が必要な人に対して、児童・生徒がさらに理解を深めることができるように、人権教育推進委員会、道徳教育委員会の活用や、専門家等の講師派遣により、精神分野も含めた障がい特性や障がい者福祉の制度、ノーマライゼーション等の福祉について学ぶ機会を増やし、より福祉・人権教育の充実を図ります。」</u><br/>アンダーラインは平成30年3月計画で削除された箇所</p> <p>●障害者計画 平成30年3月<br/>「小・中学校の教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、<u>バリアフリー、ユニバーサルデザイン、車椅子、点字、手話、ブラインドサッカー</u>などの体験的な学習を取り入れた福祉教育を推進します。<br/>また、<u>特別支援学校との交流、地域に居住する特別支援学校に在籍する児童・生徒との交流、特別支援学級と通常の学級の交友を通して福祉・人権教育の充実を図ります。」</u><br/>アンダーラインは平成24年3月計画に対して追加された箇所</p> | <p>施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるように努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。</p> <p>さらには「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。</p> <p>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。</p> |
| 1<br>1 | 障害者計画<br>131ページ | 3 福祉・人権教育の充実 | <p>*「人権」についてもっと踏み込んだ内容を明記して下さい。<br/>例：「偏見や差別のない社会の実現に向け、様々な人権課題についての正しい理解と認識を深め、また障害に対する偏見や差別の解消を図る為に福祉・人権教育の充実を図ります」<br/>現在検討中の小金井市における差別解消条例の「共に生き</p>   | <p>貴重なご意見としていただきます。</p> <p>また、福祉教育、人権教育について前計画の主旨を引き継ぎつつ、施策内容を検討し、「小中学校では、教科や道徳の時間、総合的な学習の時間の中で、手話・点字・車いすなどに関わる福祉体験学習等を行い、障がいに対する理解教育を実施します。児童・生徒の発達段階に応じ、人権の意義・内容や重要性について理解を深めることができるよ</p>  |

|                 |                |  |   |
|-----------------|----------------|--|---|
|                 |                | る」ために、共生社会に対する教育はとても大切です。なんの為のものなのかを明記してほしい。また、指導室だけでなく、自立支援課としてはどのような取り組み、バックアップをするのかも明記してほしいです。  | うに努めるとともに、人権教育推進委員会、道徳教育推進委員会を活用していきます。」に変更します。<br>さらには自立生活支援課として「また、市民を対象とした専門家等による講演会等を開催し、精神分野を含めた障がい特性や障がい福祉の制度、ノーマライゼーション等の社会福祉について学ぶ機会を増やします。」を追加いたします。<br>また、指標を「福祉・人権に関する学習を実施した学校数、講演会等の開催回数」とします。 |
| 障害者計画<br>132ページ | 1 特別支援教育の体制づくり | 「特別支援教室の円滑な導入を行い、通常の学級に在籍する発達障がいのある児童・生徒が、障がいの状態に応じた必要な指導・支援が受けられる体制の整備を推進します」とありますが、そもそも「特別支援」とは発達障がいがある児童・生徒に限られた支援ではありません。(診断の有無が特別支援教育の対象かどうかを左右しませんよね?) 教育的ニーズのある児童・生徒に対し、その子の状態に応じた指導・支援が行われることこそ「特別支援」です。<br>またこの文章ですと、特別支援教室の円滑な導入こそが特別支援の体制づくりとも読み取れてしまいます。<br>「通常の学級に在籍する発達障がい等のある児童・生徒が、特性に応じた必要な指導・支援が受けられるよう、特別支援教室の円滑な導入を行うなど体制の整備を推進します。」はいかがでしょうか?<br>もうひとつ、「特別支援コーディネータ」については記載がありません。キーパーソンであるコーディネータの研修や情報交換は体制づくりには必須だと思います。 | 貴重なご意見としていただきます。<br>特別支援教室については、必要な指導・支援が受けられるようにする制度の一つと考えているところです。市としては東京都特別支援教育推進計画(第二期)を踏まえて特別支援教育の充実を図っていきたくと考えているところです。   |
| 障害者計画<br>132ページ | 3 特別支援教育の充実    | 「特別支援学級推進委員会」とありますが、何を話し合っている委員会でしょうか? 特別支援学級に限られた内容が話し合われるのか? 通常学級の支援にどう関わるのか? この文章からは読み取れません。<br>「特別支援教育推進委員会」なら理解はできます。   | 貴重なご意見としていただきます。<br>指標については「特別支援教育に関する研修の実施回数」に変更させていただきます。   |

|  |  |   |  |
|--|--|---|--|
|  |  | <p>また、内容と評価指標が一致していません。</p> <p>「在籍の学級で適切な指導やサポートを受け…」</p> <p>「特別支援教育に関する実践的・専門的な研修を実施し」とあるのに、指標が</p> <p>「通級指導学級・特別支援教室を利用した児童・生徒数」というのはどういうことなのでしょうか？</p> <p>こちらの指標こそ、</p> <p>「1. 特別支援教育の体制づくり」にある「特別支援教育に関する研修の実施回数」なのではないでしょうか？</p> |  |
|--|--|---|--|

※提出された意見は、原則として全文を掲載します。なお、同趣旨の意見が多数ある場合は、（他に〇件）と表示します。